

本約款は、キヤノンマーケティングジャパン株式会社（以下当社といいます）が日本国内において法人向けに提供する、「Canon RFID位置情報ソリューションサービス」の利用に関して適用されます。Canon RFID位置情報ソリューションサービスの利用を希望されるお客様は、本約款に同意した上で、当社に対し、利用をお申し込みください。かかる利用のお申込みがなされ、当社がかかる申込みを承諾した場合、利用契約が成立し、お客様は、本約款に同意したものとみなされます。

## RFID位置情報ソリューションサービス利用約款

### 第1条（定義）

1. 本約款において「本サービス」とは、次の各号のサービスから構成される、当社が提供する「RFID 位置情報ソリューション」のサービスをいいます。各サービスには、本約款および次の各号に定める使用許諾契約等の条件が適用されるものとします。
  - (1)「RFID リーダー」と称するハードウェア機材（以下レンタル機材といいます）。詳細は本約款第 24 条に定めるものとします。
  - (2)人、物の位置を確認する「ユーザー向け Web アプリ」。詳細はキヤノン株式会社所定のソフトウェア使用許諾契約[「ユーザー向け Web アプリ」]に定めるものとします。
  - (3)人、物の位置をクラウドに送信する「Canon RFID Connect」アプリ。詳細はキヤノン株式会社所定のソフトウェア使用許諾契約[「Canon RFID Connect」]に定めるものとします。
2. 本約款において「利用者」とは、当社に本サービスの申込を行ない、当社から本サービスの利用を承諾された法人をいいます。
3. 本約款において「利用契約」とは、当社と利用者間で成立する、本サービスの利用に係る契約をいい、利用契約には、本約款が適用されるものとします。
4. 本約款において「システム管理者」とは、利用者の従業員であって、本サービスに関する問い合わせまたは連絡を行ない、また、その他利用者内における本サービスの運用管理を行なう者をいいます。
5. 本約款において「本システム」とは、本サービスを提供するために当社が用意または使用するレンタル機材、アプリケーションおよびサーバ、その他のソフトウェア・ハードウェアをいいます。

### 第2条（本約款等の変更）

1. 当社は、法令・諸規則の制定・改正、監督官庁の指導等があった場合、その他当社が必要と判断した場合には、利用者の承諾を得ることなく、本約款を変更することができるものとします。この場合、利用者は、変更後の約款を確認するとともに、かかる約款に従い本サービスを利用するものとします。
2. 当社は、前項に基づき本約款を変更する場合は、事前に当社のホームページに掲載するものとし、当該掲載がなされた時点で、利用者に対する通知がなされたものとみなします。なお、当該変更が利用者の権利義務に重要な影響を及ぼさないと当社が判断した場合は、事前に通知することなく前項に定める変更を行なえるものとします。

### 第3条（本サービスの変更、追加または廃止）

1. 当社は、本サービスの全部もしくは一部をいつでも変更、追加または廃止できるものとします。この場合の案内については、第 2 条第 2 項の規定を準用するものとします。
2. 当社は、前項による本サービスの全部もしくは一部の変更、追加または廃止につき、利用者に対して、何らの責任を負うものではありません。

### 第4条（利用契約の申込および成立）

1. お客様は、本サービスの利用を希望する場合は、本約款に同意の上、当社所定の申込書に必要事項を記入のうえ、利用契約の締結を申し込むものとします。
2. 利用契約は、前項に定める申込が当社になされ、当社が当該申込に対し承諾の旨を利用者に通知した時点で

成立するものとします。

3. 当社は、お客様が以下の各号の一に該当する場合、自己の裁量により利用契約の申込を承諾しないことがあり、お客様は、以下の各号のいずれにも該当しないことを表明するものとします。

- ① 申込みに虚偽の事項を記載した場合
- ② お客様の住所が日本国外である場合
- ③ その他、利用者として適当ではないと判断される相当の事由がある場合

#### 第5条（システム管理者の登録）

1. 利用者は、前条に定める申込時に、本サービスに関する問い合わせまたは連絡を行ない、また、その他利用者内における本サービスの運用管理を行なう者（以下システム管理者といいます）の氏名・E-mail アドレスその他所定の事項を申込書に記載し、当社に提出するものとします。利用者は、システム管理者の変更があった場合は速やかに当社にその旨を書面にて通知し、当社は、当該通知に基づき、変更された事項を本システムに登録するものとします。

#### 第6条（利用開始）

1. 当社は、第4条の定めにより、利用契約が成立した場合、システム管理者に管理者権限を付与し利用者が本サービスの利用を開始できる日（以下利用開始日といいます）をシステム管理者宛に通知するものとします。
2. 利用者は、前項に基づき通知を受けた場合、システム管理者をして、利用契約に基づき本サービスを利用する利用者の従業員および利用者の協力会社の従業員にアクセス権を割り振ったうえで、本システムを利用できるものとします。

#### 第7条（アカウントの管理）

1. 利用者は、前条に基づき、本サービスのアカウント情報をシステム管理者またはかかる従業員および利用者の協力会社の従業員のみで使用させ、システム管理者またはかかる従業員および利用者の協力会社の従業員以外の役員、従業員等ならびに第三者が知り得たり、使用したりすることのないよう、厳重に管理するものとします。また利用者は、アカウント情報を紛失・忘失したり、盗まれたりした場合は直ちにその旨を当社に連絡するものとします。
2. 前項に基づく連絡がなされない限り、本サービスが不正に利用されたとしても、かかる利用は利用者によってなされたものとみなし、利用者は、かかる利用について本約款および利用契約に基づく義務および債務を負担するものとし、利用者または第三者に生じた損害に関して当社は責任を負わないものとします。

#### 第8条（本サービスの停止を伴うメンテナンス）

1. 当社は、本サービスを安定稼働させるため、利用者に対し通知することで本システムを停止しメンテナンスを行うことができるものとします。
2. 当社は、次の各号に該当する場合、本サービスの提供を一時的に中止することができるものとします。当社は、本サービスの提供を中止し、または再開する場合は、自己の裁量により可能な範囲で利用者に対し通知します。ただし、緊急を要すると当社が判断した場合、事後の連絡に代えることができるものとします。
  - ① 本サービスに障害が発生したとき
  - ② 本システムの緊急の修理等が必要なとき
  - ③ 停電・通信回線の停止、天災地変その他やむを得ない事由が生じたとき、または生じる恐れがあるとき

#### 第9条（設備等）

1. 利用者は、本サービスを利用するために必要な RFID タグ、レンタル機材の設置機器、iPhone あるいは iPad 等、通信機器その他すべての設備ならびにプロバイダーへの加入およびその他サービスへの加入等（以下総称して利用者設備等といいます）を、自己の費用負担において準備するものとします。
2. 利用者は、自己の費用と責任において利用者設備等を正常に稼働させるように維持し、自らが選択したプロバイダー等を通して本サービスを利用するものとします。

3. 当社は、利用者設備等を原因とする本サービスの利用停止につき、当社が当該利用者設備等の全部または一部に保守サービスを提供しているかないかに拘わらず、何らの責任も負わず、また何らの保証もしないものとします。

#### 第10条（本サービスの提供地域）

1. 本サービスは、日本国内の利用者に対してのみ提供されるものとします。
2. 当社は、日本語以外の言語を用いた本サービスの提供および日本国外に対し本サービスに関連したサポートを提供することについて、何らの責任も負わず、また何らの保証もしないものとします。

#### 第11条（本サービス利用の対価）

1. 当社は、次条に定める利用期間中、本サービス利用の対価として、別途当社が提示する価格表に定める料金を次の各号に定める方法によって算出し、利用者に対して当該利用月の翌月10日までに請求するものとします。
  - (1) 初期費用  
利用契約が成立した場合、本サービスを利用者に提供するための作業費用として、利用開始月に限り初期費用を請求する。
  - (2) 基本サービス料金  
当社が利用者に対しレンタル機材（可搬型RFIDリーダーの場合は10台／固定型RFIDリーダーの場合は5台）を含むユーザー向けWebアプリ利用の料金を当該利用月における料金として請求する。
  - (3) 追加サービス料金  
当社が利用者に対しレンタル機材（可搬型RFIDリーダーは11台目／固定型RFIDリーダーは6台目）以降利用する場合は、台数に応じた料金を当該利用月における料金として請求する。
2. 利用者は、前項に基づき請求された本サービス利用の対価を、当社が別途指定する方法にて、指定する期日までに支払うものとします。

#### 第12条（利用期間）

利用契約は、第4条の定めに基づき成立した場合、かかる成立日に拘わらず毎月1日から末日までの1ヶ月を単位として、本約款の定めに基づき終了するまで有効に存続するものとします。なお、最低利用期間は6か月とし、利用者は、かかる最低利用期間中、利用契約を解約することはできないものとします。

#### 第13条（禁止事項等）

1. 利用者は、本約款の他の条項ならびに次の各号に定める禁止事項を行なってはならず、また第三者をしてこれらの禁止事項を行なわせず、これら禁止事項に反し当社、他の利用者もしくは第三者に損害を与えた場合、かかる損害を全て賠償し、責任を負うものとします。当社は、利用者がこれらの禁止事項を行なったことによる損害、紛争等につき、一切の責任を負わず、何らの保証も行なわないものとします。
  - ① 他の利用者のデータを入手すること、あるいはこれを漏洩すること
  - ② 本サービスに関するハードウェア（レンタル機材を含む。以下本項において同じ。）、ソフトウェアおよびデータを改ざん・破壊・抹消等すること
  - ③ 本サービスに関するハードウェア、ソフトウェアおよびデータを売却、譲渡、貸与すること、およびこれらに対して質権その他担保権を設定すること
  - ④ 自己の管理者情報を第三者に開示・譲渡もしくは使用させること
  - ⑤ 本サービスに関するハードウェアおよびソフトウェアを解析すること
  - ⑥ 本サービス中に不正なデータまたはコンピュータウイルス等の有害なプログラムを入力すること
  - ⑦ 他の利用者による本サービスの利用に重大な支障を与えるような態様で本サービスを利用すること
  - ⑧ 本サービスの利用以外の目的で本サービスを利用すること、あるいは公序良俗に反する目的で本サービスを利用すること

- ⑨ 悪意をもって本サービスにアクセスし利用すること
  - ⑩ 当社または第三者の著作権、商標権、営業秘密等の知的財産を侵害もしくは不正使用すること
2. 当社は、利用者が以下各号に該当していることを知り得た場合、何らの通知催告なくかかる利用者による本サービスの利用を停止し、利用契約を解約することができるものとします。この際、利用者は期限の利益を喪失し、利用者の当社に対する債務の全ては直ちに支払期限を迎えるものとします。
- ① 前項に違反している場合
  - ② 第4条第3項各号のいずれかに該当している場合
  - ③ 第11条に定める料金の支払を遅滞した場合
  - ④ その他本約款の定めの一に違反した場合
3. 当社は、本サービスへの不正なアクセスもしくは本サービスの不正な利用を監視するために、利用者による利用履歴を管理・調査すること、またはデータを閲覧することができるものとし、利用者は、予めこれを了承するものとします。

#### 第14条（本サービスの維持管理等）

当社は、次の各号の通り本サービスの維持管理等を行ないます。なお、当社は、次の各号に定める事項を第三者に委託することができるものとします。

① 本サービスの維持管理

当社は、自己の負担において、本システムの保守・修理等を行ない、維持管理をするものとします。

② 本システムのバージョンアップ

当社は、自己の判断と裁量において、本システムを改良・変更・修正等を行うことがあります。

③ システムダウン時の対応

当社は、本サービスの提供がトラブルにより停止した場合は、その旨を管理者に対する E-mail で利用者に連絡するとともに、速やかに復旧のための措置を取ります。

④ セキュリティ管理

当社は、善良なる管理者の注意義務をもって、本サービスへの不正なアクセスもしくは本サービスの不正な利用、あるいは利用者のデータの漏洩・流出を防止するために必要な措置を講じます。

#### 第15条（機密保持）

1. 当社は、本サービスの提供に関連して、取得した利用者の管理責任者その他の従業員等の氏名・部署名・E-mail アドレス等の個人情報（個人情報の保護に関する法律に定義する個人情報。以下個人情報といいます）、を本サービス提供のために必要な範囲を超えて利用しないものとします。
2. 当社は、利用契約が終了した場合、速やかに個人情報を消去するものとします。但し、法令等により保存が義務付けられている情報についてはこの限りではないものとします。

#### 第16条（保証の否認）

当社は、次の各号に定める事項について何らの保証もしないものとし、利用者は、予めこれを了承するものとします。

① 本サービスが正確であること

② 本サービスにバグその他の瑕疵・不具合がないこと

③ 本サービスが利用者の目的に適合すること、または利用者にとって有効であること

④ 本サービスの性能・仕様ならびに内容・利用した結果が利用者を満足させるものであること

⑤ 本サービスが日本内外における第三者の知的財産を侵害していないこと

⑥ 本サービスへの不正なアクセスまたは不正な利用を完全に防止できること

#### 第17条（損害賠償）

当社は、利用者が本サービスを利用できないこと（第8条に定めるメンテナンスによる場合を含む）に起因

して生じる財産上の損害、利益の喪失、業務の中断その他本サービスを利用または利用できない事に付随して、またはその結果として生ずる直接的または間接的な損失、損害等について、一切責任を負わないものとします。

#### 第18条（利用契約の解約）

1. 利用者または当社は、利用契約を解約する際には事前に当社に所定の書面を提出することにより通知するものとします。この場合、当社が利用者からの通知を受領した月の翌月末日をもって、利用契約が解約されるものとします。なお、当該解約日が最低利用期間の満了日より前の期日となる場合、前記の定めにかかわらず、当該最低利用期間の満了日をもって利用契約の解約日とします。
2. 利用者は、前項に基づき利用契約の解約を当社に通知した後、当社による本サービスの提供の有無もしくは利用者による本サービスの利用の有無にかかわらず、前項の解約日までの本サービスの利用料およびこれに対する消費税等相当額を負担しなければならないものとします。

#### 第19条（譲渡の禁止）

利用者は、事前の書面による当社の承諾なく本約款または利用契約に基づく利用者の地位を第三者に譲渡し、承継させ、あるいは担保の用に供してはならないものとします。

#### 第20条（法令等の遵守）

1. 利用者は、本サービスの利用にあたっては本約款のほか、適用される法令その他諸規則を遵守するものとします。また、当社が本サービスの利用マニュアルその他の書類（以下マニュアル等という）を利用者に交付等した場合は、マニュアル等に従い本サービスを利用するものとします。
2. 利用者は、前項に違反したことにより、第三者の知的財産権を侵害もしくは不正に流用している、又は適用ある法令に違反していると主張して、第三者が当社に対して行ないまたは提起した請求等から当社を防御するものとし、当該請求等に関連して最終的に当社に命じられた損害賠償および当社が負担した合理的な弁護士費用を、当社に補償するものとします。但し、当社が、以下の事項を行なうことを条件とします。
  - (1) 利用者に対して、速やかに請求等についての書面の通知をおこなうこと
  - (2) 利用者に対し請求等の防御と和解についての完全な管理権限を与えること（但し、利用者は、当社の全責任を無条件に免除するものでなければ、請求等について単独で和解してはならないものとします。）
  - (3) 利用者の費用で、全ての合理的な援助を利用者に与えること

#### 第21条（終了時の措置）

1. 利用者は、理由の如何を問わず利用契約が終了した場合、直ちに本サービスの利用を停止するものとします。
2. 当社は、本契約終了後直ちに本システムに残存する利用者のデータ・情報等を消去することができるものとし、利用者は、予めこれを了承するものとします。

#### 第22条（準拠法・専属合意管轄裁判所）

1. 本約款および利用契約は、日本法に準拠し、日本法にしたがって解釈されるものとします。
2. 本約款および利用契約に関連する一切の紛争に関しては、東京簡易裁判所または東京地方裁判所を第一審の専属合意管轄裁判所とします。

#### 第23条（協議）

本約款および利用契約に定めのない事項および本約款の条項の解釈につき疑義を生じた事項については、利用者と当社が誠意をもって協議し、定めるものとします。

#### 第24条（レンタル機材の取扱いに関する特則事項）

1. レンタル機材の詳細は以下の通りとします。
  - ① 可搬型 RFID リーダー（本体、アタッチメント）
  - ② 固定型 RFID リーダー（本体）

なお、利用者は、レンタル機材が新品ではない場合があることを予め承諾するものとします。

2. 当社は、利用契約に基づき利用開始日までに、利用者の指定した場所においてレンタル機材を利用者に引渡し、利用者に貸与します。
3. 利用者は、レンタル機材の引渡しを受けた後、すみやかに内容を確認し、万一、レンタル機材に不足や不具合があれば、引渡しの日から3日以内に当社に申し出るものとし、この期間内に申出がなかったときは、検収したものとみなします。
4. 利用者は、第12条に定める本サービスの利用期間中、マニュアル等その他当社が指定する方法により、レンタル機材を利用できるものとします。
5. レンタル機材に欠陥があり本サービスの使用目的を達成できない場合、利用者は直ちに当社に連絡するものとします。当社は、当該欠陥が利用者の責めに帰すべき事由によるものではないと判断した場合に限り、同種同等の代替品との交換又は当該欠陥の修理を行うものとします。
6. 利用契約が終了した場合、利用者は速やかに当社が指定する場所にレンタル機材を返却するものとします。なお、レンタル機材の返却に要する費用は、利用者の負担とします。また、利用者が当社に回収を依頼する場合、当社は別途有償で回収を実施するものとします。
7. 利用契約の終了後1か月以内にレンタル機材が当社指定の場所に返却されなかった場合、利用者は当社に対し、1台当たり40,000円の違約金を支払うものとします。また、利用者が利用契約終了後もレンタル機材を当社に返却しない場合、当社は自らレンタル機材を回収できるものとし、これを予め利用者は承諾するものとします。この場合、回収に要した費用は利用者の負担とします。
8. 利用者は、善良なる管理者の注意義務をもってレンタル機材を管理し、本条に定める方法以外の方法にて使用しないものとします。
9. 利用者の責めに帰すべき事由により、レンタル機材が滅失、紛失、毀損、または汚損した場合、利用者はレンタル機材の代金相当額を当社に対し賠償するものとします。また、利用者から返却された後のレンタル機材について、当社が修理を必要と判断し、これを修理した場合、利用者は、別途当社が提示した修理費相当額を当社が指定する支払条件に従い、支払うものとします。

—附則—

本約款は2023年10月1日から適用されます。

① 約款は2024年4月25日に改定